

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エリトリア	デゾゾ州地方都市給水計画のた めの贈与に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	デゾゾ州地方都市給水計画を実施するために必要な 詳細設計に必要な役務の供与	51,000千円 H19.3.31まで	H18.9.12 アスベラ で (同日)	日本側 大村昌弘在エリト リア大使館公使 エリトリア側 ウオルダ ・ツツル国家開発大臣	H18.9.28 562号
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H19.3.31まで	H18.9.12 アスベラ で (同日)	日本側 大村昌弘在エリト リア大使館公使 エリトリア側 ウオルダ ・ツツル国家開発大臣	H18.9.28 563号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。